

(別紙)

果実飲料の日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

お寄せいただいた御意見の概要とそれに対する当省の考え方は、下表のとおりです。

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方
その他及び箇条3		
実質改正箇所が分かりにくい。 また、果実飲料の定義は食品表示基準に従うとしてはいけないのか。	1	本改正において、果実飲料の日本農林規格（以下「JAS」という。）の実質改正箇所はありません。様式について、（ISO様式に合った）JISの様式に合わせた点に変更箇所になります。今後、様式のみ改正する場合は、意見公募要領等にその旨記載したいと考えております。 果実飲料の定義については、食品表示基準における定義と同義ですが、JAS利用者にとって理解が容易となるよう、本JAS制定時から同内容を定義しているものです。